アイリステックサービス業務用シュレッダーサブスクリプションサービス利用規約

第１条（適用および契約主体）

この利用規約（以下「本規約」といいます。）は、株式会社アイリステックサービス（以下「当社」といいます。）が提供する業務用シュレッダーのサブスクリプションサービス（以下「本サービス」といいます。）の利用条件を定めるものです。

利用者は、本規約に同意のうえ、本サービスを利用するものとします。

第２条（用語の定義）

本規約において、次の各号の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとします。

用語	用語の意味
本契約	本規約を契約条件として、本サービス申込書に基づき当社及び利用者との間で締結される、本サービスの利用契約をいいます。
利用者	当社と本契約を締結し本サービスを利用する法人または事業者をいいます。
申込者	当社へ本契約の申込の意思表示をしている者をいいます。
本サービス	当社が提供する業務用シュレッダーのサブスクリプションサービスをいいます。
対象機器	利用者が本サービスを通じて利用可能な業務用シュレッダーその他当社が指定する物品、及びその一切の付属品のことをいいます。
設置場所	対象機器を設置する場所として利用者が指定し、当社が承認した場所をいいます。
契約単位	本契約の締結単位をいい、本契約は設置場所ごとに締結されるものとします。

第３条（サービス内容）

1. 本サービスは、当社が対象機器を利用者に貸与し、その使用を許諾するサービスです。
2. 当社は、本サービスに関する申込受付、契約管理、対象機器の搬入、設置、保守、点検、修理、交換および回収等の一切の業務を当社または委託先により実施します。
3. 利用者は、対象機器の設置及び使用に必要な設置スペース、電源、搬入経路その他の利用環境を自己の責任と費用により整備するものとします。
4. 当社は、利用者の使用環境、電源状態、紙質、使用方法その他当社の管理外の要因に起因する不具合について責任を負いません。
5. 利用者は、対象機器を当社が想定する処理能力、使用方法および条件に従い使用するものとし、以下の事項を遵守するものとします。
   （ア）　適切な紙質および裁断対象物のみを投入すること
   （イ）　当社が定める処理能力を超えた連続使用を行わないこと
   （ウ）　異物（クリップ、金属、プラスチック、液体等）を投入しないこと
   （エ）　その他当社が指定する使用方法・注意事項に従うこと

6. 当社は、必要に応じて当該業務の全部または一部を第三者に再委託することがあります。
7. 利用者は、当社または当社の委託先による現地対応、作業、連絡等が行われることをあらかじめ承諾するものとします。
8. 当社は、本サービス提供体制の変更、事業上の必要その他の合理的理由により、当該対象地域を変更（追加・縮小を含む。）することがあります。当該地域の縮小が行われた場合であっても、縮小前に本サービスの提供を開始している利用者については、当該契約期間の満了まで本サービスの提供を継続するものとします。ただし、当社は、本契約について更新または延長を行わないものとします。また、当該縮小後の地域については、新たな申込みの受付を行わないものとします。
9. 当社は、縮小後の提供対象地域外からの申込みについて、承諾しない場合があります。

第 4 条（利用契約の成立）

1. 利用者が当社所定の方法により申込みを行い、当社がこれを承諾した時点で、本契約が成立します。
2. 当社は、与信審査その他合理的理由により申込みを承諾しない場合があります。

第 5 条（対象機器の引渡しおよび検収）

1. 当社は対象機器を利用者が本サービス申込書に記載した設置場所に搬入・設置します。
2. 利用者は、当社が対象機器の搬入および設置の可否を確認するために必要な設置先住所、搬入経路、階段、エレベーター、通路幅その他の情報を、正確に当社へ申告するものとします。
3. 申込時に申告された情報と実際の設置環境が異なることにより、対象機器の搬入または設置ができない場合、当社は対象機器の搬入または設置を中止することができるものとします。この場合、再配送、再訪問、搬入作業その他に要した合理的な実費は、利用者の負担とします。
4. 利用者は対象機器の引渡しを受けた後直ちに検査を行うものとします。
5. 利用者は対象機器の引渡しを受けた後 48 時間以内に検査結果の通知をしなかった場合、対象機器は当該期間の経過をもって、検査に合格したものとみなします。
6. 当社は、引渡時における正常動作のみを保証し、特定用途への適合性については保証しません。

第 6 条（利用条件）

1. 利用者は、善良なる管理者の注意義務をもって対象機器を使用・管理するものとします。
2. 利用者は、対象機器を業務用途に限り使用するものとします。
3. 利用者は、当社の承諾なく対象機器の設置場所を変更してはなりません。
4. 利用者は、対象機器を本契約に基づき特定された設置場所においてのみ使用するものとします。
5. 利用者は、対象機器を通常の業務利用の範囲内で適切に使用するものとします。
6. 利用者が不適切な使用状態を相当期間内に是正しない場合、当社は本サービスの全部または一部を停止することができます。

第 7 条（契約期間）

1. 本サービスの契約期間は、対象機器の引渡日の属する月の翌月 1 日から起算して 60 ヶ月（5 年間）

とします。

2. 契約期間中の中途解約については、第１５条の定めによります。
3. 本サービスには、引渡日の属する月の翌月 1 日から起算して 12 ヶ月間の最低利用期間（以下「最低利用期間」といいます。）を設定します。
4. 利用者が最低利用期間内に本契約を中途解約する場合には、第 １５条の定めに従い、当該最低利用期間の満了までの残存期間に相当する利用料金を支払うものとします。

第 8 条（契約期間の更新）

1. 本契約は、契約期間満了日の 1 か月前までに、利用者または当社のいずれからも、書面または電磁的方法（電子メールその他当社が指定する方法を含む。）による解約の意思表示がない場合、自動的に 1 年間更新されるものとします。
2. ただし、対象機器の設置場所が更新時点において第 3 条に定める本サービスの提供対象地域外である場合、対象機器の状態、部品供給、本サービスの提供体制その他の合理的な理由により当社が更新困難と判断した場合には、本契約は更新されないものとします。
3. 第 1 項の更新は最大 2 回までとし、本契約の総契約期間は最大 7 年間（例：当初契約期間 5 年＋更新 2 年）とします。
4. 延長期間中の利用料金は、当初契約と同一の月額料金とします。
5. 延長期間中は本規約の各条項が引き続き適用されます。
6. 延長期間満了後は本契約を終了し、再延長および再契約は行われないものとします。
7. 当社は合理的理由により延長を承諾しないことがあります。
8. 本契約が終了した場合、利用者は当社の指定する方法に従い、対象機器を当社へ返送するものとします。
9. 返送は、当社が指定する回収方法（集荷、宅配便、引取その他当社所定の方法を含む。）により行うものとし、利用者はこれに従うものとします。

第 9 条（利用料金および支払）

1. 利用者は当社が定める月額利用料金を支払うものとします。
2. 利用料金は月単位で発生し、日割計算は行いません。
3. 対象機器の使用の有無にかかわらず支払義務は免除されません。
4. 支払遅延がある場合、年 14.6%の遅延損害金を請求することがあります。

第 10 条（所有権および禁止事項）

1. 対象機器の所有権は当社または当社指定の第三者に帰属します。
2. 利用者は以下の行為を行ってはなりません。
   (1) 対象機器の破損等により、対象機器の価値を低下させる行為
   (2) 対象機器を第三者に貸与、販売、質入等をする行為
   (3) 対象機器の一部又は全部を修理、分解、改造、交換する行為

(4) 当社の事前承諾なく、対象機器を申込書に記載された設置場所から他の場所へ移設する行為
(5) 対象機器の模倣品を製作する行為
(6) 当社が貸与した対象機器以外の物を当社に返却する行為
(7) 本サービスの利用権を第三者へ譲渡する行為
(8) 申込情報を虚偽又は漏れのある内容で申告する行為及び申込情報の変更を怠る行為
(9) 対象機器を日本国外へ持ち出す行為
(10) 宛先不明、長期不在、受け取り拒否等により対象機器を受け取らない行為
(11) 当社が指定する支払期日までに、当社の指定する金額の支払いを怠る行為
(12) 当社から問い合わせに対して、当社が連絡した日から 7 日以内に何らの回答を行わない行為
(13) 本規約に違反する行為
当社、対象機器の商標、意匠、著作権等の知的財産権を有する会社、当社がライセンスを受けているライセンサーその他第三者の知的財産権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、肖像権等の財産的又は人格的な権利を侵害する行為又はこれらを侵害するおそれのある行為
(14) 当社又は第三者に不利益若しくは損害を与える行為又はそのおそれのある行為
(15) 不当に他人の名誉や権利、信用を傷つける行為又はそのおそれのある行為
(16) 法令又は条例等に違反する行為
(17) 公序良俗に反する行為若しくはそのおそれのある行為
(18) 犯罪行為、犯罪行為に結びつく行為若しくはこれを助長する行為又はそのおそれのある行為
(19) 事実に反する情報又は事実に反するおそれのある情報を提供する行為
(20) 本サービスの信用を損なう行為又はそのおそれのある行為
(21) 詐欺、預貯金口座及び携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく又は結びつくおそれのある行為
(22) 犯罪収益に関する行為、テロ資金供与に関する行為又はその疑いがある行為
(23) その他当社が不適当と判断する行為

第 11 条（保守および修理）

1. 通常使用による故障および当社の責めに帰すべき事由による不具合については、当社が修理または交換対応を行います。
2. 次に掲げる場合は有償対応とします。

(1) 利用者の故意または過失
(2) 異物投入（クリップ、金属、液体等を含む）
(3) 想定処理能力を超える使用
(4) 不適切な設置環境（高温、多湿、粉塵等）
(5) その他通常の用法を逸脱した使用

3. 修理期間中であっても利用料金は発生します。
4. 当社は、修理期間中の代替機提供義務を負わないものとします。

5. 利用者は、対象機器の刃の清掃、ダストボックス内の廃棄等の基本的な維持管理を適切に実施するものとします。
6. 消耗品（オイル、廃棄袋等）は利用者の負担とします。

第 12 条（情報管理および廃棄責任）

1. 利用者は、対象機器により処理される情報の管理および廃棄について最終責任を負います。
2. 当社は、対象機器が通常の使用方法に従って利用された場合における基本的な裁断機能を提供しますが、情報の完全な廃棄、復元不能性について保証するものではありません。
3. 当社は、対象機器の利用に関連して生じた情報漏洩、誤廃棄、復元その他一切の情報関連リスクについて、当社の故意または重過失による場合を除き、責任を負いません。
4. 利用者は、裁断前の文書の内容管理、保管および廃棄判断について自ら責任を負うものとします。
5. 当社は、対象機器による裁断結果が特定の用途または法令上の要件に適合することを保証するものではありません。

第 13 条（危険負担）

対象機器の引渡後に生じた滅失、毀損、盗難その他一切のリスクは、当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、利用者が負担します。

第 14 条（第三者損害）

対象機器の使用に関連して第三者に損害が発生した場合、利用者は自らの責任と費用でこれを解決するものとします。

第 15 条（中途解約）

1. 利用者は、解約希望日の 1 か月前までに、書面または電磁的方法により当社へ通知することで、本契約を中途解約することができます。
2. 前項により中途解約を行う場合、利用者は契約期間満了日までの残存期間に相当する利用料金の全額を、違約金として一括で支払うものとします。
3. 前項の支払義務は、対象機器の返却の有無または使用の有無にかかわらず発生します。
4. 利用者は、違約金の支払いを完了するまで、本契約上の一切の義務を免れないものとします。
5. 本条は第 7 条に定める最低利用期間内の解約にも適用されるものとします。

第 16 条（サービス停止および解除）

1. 当社は、利用者が以下の各号のいずれかに該当した場合、事前の通知なく本サービスの全部または一部の提供を停止し、または本契約の全部または一部を解除することができます。
(1) 利用料金その他の債務の支払を遅滞したとき
(2) 本規約または本契約に違反したとき
(3) 支払停止または支払不能の状態に陥ったとき

(4) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
(5) 差押え、仮差押え、仮処分、強制執行または競売の申立てを受けたとき
(6) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始または特別清算開始の申立てを受け、または自ら申立てをしたとき
(7) 公租公課の滞納処分を受けたとき
(8) その他、信用状態の悪化またはそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき
2. 前項に基づき本契約が解除された場合においても、利用者は第 15 条に定める違約金の支払義務を免れないものとします。

第 17 条（返却）

1. 契約終了後、利用者は 30 日以内に対象機器を当社へ返却するものとし、返却に要する運搬費用その他一切の費用は利用者の負担とします。
2. 返却遅延時は、月額料金の 1.5 倍の延滞料金を請求します。
3. 紛失・盗難の場合は当社が別途定める基準額を請求します。
4. 返却方法は当社の指定に従うものとします。

第 18 条（責任制限）

1. 当社が負う損害賠償責任は、当社の責めに帰すべき事由により利用者に直接かつ通常生じた損害に限ります。
2. 当社が負う損害賠償額は、当該損害が発生した月の利用料金 1 ヶ月分を上限とします。
3. 当社は、逸失利益、間接損害、特別損害および結果的損害について責任を負わないものとします。

第 19 条（不可抗力）

1. 天災地変、戦争、暴動、内乱、火災、停電、法令の制定・改廃、公権力による命令・処分、争議行為、輸送機関又は仕入元の事故・破産等、その他当社の支配が及ばない事由により本サービス提供が困難となった場合、当社は責任を負いません。
2. この場合でも利用料金の支払義務は免除されません。

第 20 条（反社会的勢力の排除）

1. 利用者及び当社は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下総称して「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを保証します。
(1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
(2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
(3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。

(4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること。
(5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 利用者及び当社は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約します。
(1) 暴力的な要求行為
(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
(4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
(5) その他前各号に準ずる行為
3. 利用者及び当社は、相手方が、暴力団員等若しくは第 1 項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第 1 項の規定にもとづく表明・保証に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、相手方に対して何らの催告をすることなく本契約を解除することができます。
4. 利用者及び当社は、前項により本契約を解除した場合、相手方に損害が生じたとしてもこれを一切賠償する責任はないことを確認し、これを了承します。

第 21 条（秘密保持）

1. 利用者は、本サービスに関連して知り得た当社の営業上、技術上その他一切の非公開情報を第三者に開示または漏洩してはならないものとします。
2. 次の各号の情報は、秘密情報に含まれません。
   (1) 開示を受けた時、既に所有していた情報
   (2) 開示を受けた時、既に公知であった情報又はその後自己の責に帰さない事由により公知となった情報
   (3) 開示を受けた後に、第三者から合法的に取得した情報
   (4) 開示された秘密情報によらず独自に開発し又は創作した情報
3. 本条の義務は契約終了後も 5 年間存続するものとします。

第 22 条（権利義務の譲渡）

1. 利用者は、当社の事前の書面による承諾なく、本契約上の地位または権利義務を第三者に譲渡または担保設定してはなりません。
2. 当社は、業務上の合理的必要により、本契約上の地位をグループ会社に承継させることができます。
3. 前項の場合、利用者はあらかじめこれを承諾するものとします。

第 23 条（規約の変更）

1. 当社は、民法第 548 条の 4 に基づき、本規約を変更できるものとします。
2. 当社は変更内容および効力発生日を事前に通知または公表します。
3. 利用者が変更後も本サービスを利用した場合、変更内容に同意したものとみなします。

第 24 条（分離可能性・協議）

1. 本規約の一部が無効または執行不能と判断された場合でも、他の条項は引き続き有効に存続します。
2. 本規約に定めのない事項または解釈に疑義が生じた場合は、当社と利用者は誠実に協議し解決します。
3. 本条は契約の安定性を確保するための基本条項とします。

第 25 条（準拠法・管轄）

1. 本規約は日本法に準拠します。
2. 本サービスまたは本契約に起因し又は関連して当社と利用者との間に生じた一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
3. 利用者は、本条に基づく管轄の合意に異議を述べないものとします。

第 26 条（問い合わせ窓口）

1. 本サービスに関する問い合わせは、当社が指定する窓口にて受け付けるものとします。

2. 当社は、問い合わせ対応業務の全部または一部を、当社のグループ会社または業務委託先に委託することができるものとします。

3. 利用者は、前項に関連して、当社が必要な範囲で利用者に関する情報を当該委託先に提供することがあることについて、あらかじめ同意するものとします。

制定日：2026 年 6 月 29 日
最終改定日：2026 年 6 月 29 日

以上